	ら第22.39号までに定める条件の下で、第22.26号から第22.28号又は第22.32号（のうちの適切なもの）によって与えられる軸外電力制限を満たしているという約束 地球局がそれらの電力制限の対象となっているときのみ必要である。											
A.16.b	申請されたシステムが、第5.502号に定められている単一項目の電力束密度を満たしていることの主管庁による約束13.75-14GHz 帯での固定衛星業務の静止宇宙局と共に運用されているアンテナの直径 4.5m より小さな特定の地球局についてのみ必要である。						＋				A.16.b	
A.16.c	申請されたシステムと関連のある地球局が第 5.509E 号に定める離隔距離及び第5.509D に定める電力束密度制限を満たしていることの主管庁による約束				＋						A.16.c	
A.17	電力束密度、pfd、の制限の遵守										A.17	
	…											
A.17.b.1	任意の静止無線航行衛星システムによって地球表面に生ずる 4990-5000 MHz 帯の 10MHz の帯域幅での、決議第 741 (WRC-15、改)の決議事項１で定義された総電力束密度を計算した値 5010-5030 MHz 帯での無線航行衛星業務で運用されている静止衛星システムについてのみ必要である。				＋						A.17.b.1	
	…											
A.17.b.3	いずれかの非静止無線航行衛星業務システムの中の全ての宇宙局によって地球表面に生ずる 4990-5000 MHz 帯の 10MHz の帯域幅での、決議第 741 (WRC-15、改)の決議事項２で定義された等価電力束密度 5010-5030 MHz 帯での無線航行衛星業務で運用されている非静止衛星システムについてのみ必要である。					＋					A.17.b.3	
削A.17.c	未使用											
A.17.d	宇宙中継センサーによって地球表面に生ずる 35.5-36GHz の周波数帯に対する第5.549A 号又は 9900-10400MHz の周波数帯に対する表 21-4 で定義された平均電力束密度 以下により運用されている衛星システムについてのみ必要 ・35.5-36GHz の周波数帯での地球探査衛星業務（能動）又は宇宙研究業務（能動） ・9900-10400MHz の周波数帯での地球探査衛星業務（能動）				＋	＋					A.17.d	
	…											

改　表Ｂ　各衛星アンテナビーム若しくは地球局又は電波天文のアンテナについて提出すべき特性

付録の項目	Ｂ　各衛星アンテナビーム若しくは地球局又は電波天文のアンテナについて提出すべき特性	静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象になる非静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象にならない非静止衛星通信網の事前公表	静止衛星通信網の通告又は調整（付録第30号又は第30A号の第2A条による宇宙運用機能を含む）	非静止衛星通信網の通告又は調整	地球局についての通告又は調整（付録第30A号又は第30B号による通告を含む。）	放送衛星業務における衛星通信網についての付録第30号（第４条及び第５条）による通告	衛星通信網（フィーダリンク）についての付録第30A号（第４号及び第５条）による通告	固定業務における衛星通信網についての付録第30B号（第６条及び第８条）による通告	付録の項目	電波天文
	…											
B.2	当該宇宙局又は関連の宇宙局のビームについての送信／受信の表示			X	X	X	＋[1]			X	B.2	
	…											
B.3	宇宙局アンテナの特性										B.3	
	…											